不適切な服務管理

対象受検機関		検出事項				是正を求める事項	措置の内容
こころの健康総合センター	後の勤務	客に服さなかった	。)に係る職務 時間は年休等	事念義務の免除	について、受診的な ではならないで、ではならないではないで、ではないではないではないではないでは、 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【地方公務員法】 (職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。 【職務に専念する義務の特例に関する条例】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 二 厚生に関する計画の実施に参加する場合 【勤務時間、休日、休暇、出勤簿、服務】(総務事務システム「マニュアル・規定集・データ集」) ○条例に基づく職務専念義務の免除本府においては、職務専念義務の免除本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する見則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。	措置の内容 本件でで、、
						根拠条文具体例備考条例厚生に関する計画 第2条 の実施に参加する 第2号 場合ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科 (略) 検診、大腸検診 (以下略)	
						<u>► 大人大人。 </u>	+ 75 C

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和4年10月6日)